

令和 7 年 3 月 総会議事録

日 時 令和 7 年 3 月 24 日 (月)
午前 9 時 00 分
場 所 豊橋市役所 東 85 会議室

豊橋市農業委員会

1 日 時 令和 7 年 3 月 24 日 (月)
午前 9 時 00 分開会 午前 10 時 02 分閉会

2 場 所 豊橋市今橋町 1 番地
豊橋市役所 東 85 会議室

3 議事及び報告

(1) 議案

- 議案第 105 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 106 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 議案第 107 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 108 号 農地転用許可後の事業計画変更承認願いについて
- 議案第 109 号 農用地利用集積計画について (利用権の設定)
- 議案第 110 号 農用地利用集積計画について (所有権の移転)
- 議案第 111 号 農用地利用集積等促進計画について (利用権の設定)
- 議案第 112 号 農用地利用集積等促進計画について (利用権の移転)
- 議案第 113 号 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画変更
について
- 議案第 114 号 相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている
旨の証明について
- 議案第 115 号 相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認
について
- 議案第 116 号 地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画
(27号計画) 定期検証について
- 議案第 117 号 非農地証明 (遊休農地) について
- 議案第 118 号 地域計画の変更について

(2) 報告

- 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
- 報告第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出について
(事務局長専決)
- 報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出について
(事務局長専決)
- 報告第 4 号 農地法第 6 条第 1 項の規定による報告確認について

- 報告第 5 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
 報告第 6 号 現況証明について
 報告第 7 号 農地基本台帳の登載について
 報告第 8 号 所有者不明農地にかかる農業委員会による探索結果の
 公示について
 報告第 9 号 国庫帰属申請された農地に係る照会に対する回答について

4 その他

(1) 連絡事項

5 出席委員

1 番 伊藤 和弘	2 番 岩瀬 宏二	3 番 太田由美子
4 番 大竹 孝夫	5 番 加藤 正雄	6 番 小林 和仁
7 番 近藤 好幸	8 番 佐野恵美子	9 番 杉浦 圭志
10 番 陶山 哲	11 番 高橋 忠道	12 番 高部 宏生
14 番 夏目 静男	15 番 野口千恵子	16 番 彦坂 正志
17 番 藤城ひろみ	18 番 藤村やすよ	19 番 前田 裕子
20 番 水野 敏久	21 番 村田 佳也	22 番 村松 桂子
24 番 山崎 裕通		

6 欠席委員 13 番 中山 信廣 23 番 森下 秋吉

7 職務のため出席した者（事務局）

農業委員会事務局 4 名 農業企画課 2 名

8 議事の経過

事務局 定刻となりました。

ただ今から豊橋市農業委員会 令和 7 年 3 月総会を開会いたします。
 水野会長、よろしくお願いいたします。

会 長 <挨拶>

それでは、総会を始めます。

なお、「豊橋市農業委員会 総会 会議規則」第 4 条の規定により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願い致します。

議 長 本日、13 番 中山信廣委員 及び 23 番 森下秋吉委員 から欠席の届出がありましたので、よろしくお願いいたします。

出席委員は、委員総数 24 名中 22 名で過半数に達していますので、

農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により総会は成立いたします。

次に、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員については、私から 2 名指名したいと思いますが、異議ございませんか。

全 員
議 長

「異議なし」

異議なしと認め、

議席番号 21 番 村田佳也委員、同 22 番 村松桂子委員 を議事録署名委員に指名します。

それでは議事に入る前に、農地法等に基づく許可案件について、10 日の書類説明会、農業委員による現地調査、17 日の審査会を経て、本日の総会までの間において、今月の審査案件に関する変更等について事務局から説明があります。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

番号7番の案件について、経営農地である高塚町地内の1筆について、雑草が目立つ状況でしたが、3月21日の現地調査において、適正に管理されている状況となったことを確認しております。

その他については、変更、取下げ等はございません。

また、本日は議案のほかに資料1-1として農地法第3条番号3番、4番及び12番の案件について、審査会での聞き取り調査の概要を配布しておりますので、併せてご精読ください。

以上です。よろしくお願いいたします。

事務局

はい、議長。転用関係につきましては、10 日の説明会以降、これまでの対応状況につき説明いたします。

書類説明会では 5 条 4 番で申請のあった南大清水町での駐車場の案件について、申請後に転用者の体調が悪化し、事業の見通しが立たなくなったため、3 月 10 日付けで取下げ願いの提出がありました。議案からは削除しています。

その他変更・取下げ等はございません。よろしくお願いいたします。

議 長

変更等については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは、精読時間を 5 分間設けますので、それぞれ議案に目を通してください。

(精読時間 5 分)

議 長

それでは、5 分経過しましたので、精読時間を終わります。

これより議事に入ります。

議 長

資料 1 議案第 105 号

「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたしま

す。

番号1番から12番までの12件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第105号、1ページから2ページまでをご覧ください。

番号1番から12番までにつきまして、書類説明会でご説明したとおり、許可基準である農地法第3条第2項各号の許可ができない項目に該当しませんでした。申請地及び所有農地も全て問題ありませんでした。

全案件とも周辺地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

詳細につきましては議案をご覧ください。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員

「進 行」

議長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することに決して異議ございませんか。

全員

「異議なし」

議長

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

議長

続きまして 同じく資料1 議案第106号

「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から3番までの3件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第106号、3ページをお願いします。

番号1番から3番の3件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり、立地基準・一般基準とも許可基準を満たし、申請地も問題ありません。

補足説明は次のとおりです。

信用性については、特段の疑義はありません。

周辺農地に係る営農条件への支障については、承諾を得た旨の記載がある案件は番号2番・3番です。隣接地が申請地所有者と同一である案件は番号1番です。

一時転用については、番号2番が該当し、土砂採取の案件で23ヵ月間の計画です。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員 「進 行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案を「可」として 豊橋市長に進達することに決しました。

議長 続きまして 同じく資料1 議案第107号

「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から14番までの14件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第107号、4ページから6ページをお願いします。

番号1番から14番までの14件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり、立地基準・一般基準とも許可基準を満たし、問題ないことが見込まれます。

補足説明は次のとおりです。

信用性については、特段の疑義はありません。

周辺農地に係る営農条件への支障については、隣地承諾書の添付があるか、承諾を得た旨の記載がある案件は番号1番から6番・9番・10番・13番・14番です。隣接地が申請地所有者と同一であるか、農地以外である案件は番号7番・8番・12番です。

番号11番は隣地の承諾がとれなかった旨の経緯の記載があります。隣地農地所有者の自宅へ三度訪問し、連絡を取ろうとしたが、応答がなく、承諾がとれなかったとのことでした。隣接農地は不耕作状態であ

り、現地の土地状況及び造成計画より、雨水が流れ込まないように
ており、営農条件への支障はないことが見込まれています。

一時転用については、該当ありません。

詳細については、議案をご覧ください。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員

「進 行」

議 長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち
切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊
橋市長に進達することとし、番号 3 番の 1 件については農地法第 5 条第
3 項の規定により、愛知県農業会議の意見を付したうえ、豊橋市長に進
達することに決して、異議ございませんか。

全 員

「異議なし」

議 長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案を「可」として 豊橋市長に進達することに決し
ました。

議 長

続きまして 同じく資料 1 議案第 108 号

「農地転用許可後の事業計画変更 承認願い について」を議題といた
します。番号 1 番の 1 件を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第108号、7ページをお願いします。

番号1番については、太陽光発電設備を設置するため令和6年5月13日付
けで許可を得ておりますが、許可取得後に土地の権利移動について、賃
借権設定から地上権設定に変更することとなったものです。

パネルの配置等の変更はなく周辺農地の営農への支障はないことが見
込まれます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員

「進 行」

議 長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち
切ります。

これより採決に入ります。本案については原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して異議ございませんか。

全 員
議 長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって、本案は原案を「可」として豊橋市長に進達することに決しました。

議 長

続きまして 別添資料 1-2 議案第 109 号

「農用地利用集積計画について（利用権の設定）」を議題といたします。

利用権設定の番号 1 番から 62 番までの 62 件を一括上程いたします。

なお、番号 40 番は高部職務代理者が申請者のため「農業委員会等に関する法律」第 31 条第 1 項の議事参与の制限に該当いたします。

高部職務代理者は関係案件のみ審議の際に一時退席をお願いします。

内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画
課

はい、議長。

議案第 109 号農用地利用集積計画（利用権の設定）について、説明させていただきます。

農地中間管理事業を利用した農地の利用権の設定においては、農用地貸出希望申込書の提出があったもののうち、4 月 1 日付契約開始分について、農用地利用集積計画を作成いたしましたので、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定に基づき、審議をお願いするものでございます。

別添資料 1-2 をご覧ください。1 ページから 12 ページの農地中間管理事業におきましては、愛知県農業振興基金に利用権を設定し、同基金から担い手へ利用権を設定する案件が 62 件 135 筆 138,852.00 m²でございます。これらは旧農業経営基盤強化促進法第 18 条 3 項の各要件を満たしているものと判断します。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。

先ほど説明しましたが、議事参与の制限により番号 40 番の 1 件、それ以外の案件と 2 つに分けて審議していきたいと思います。

まず、番号 40 番の 1 件を審議いたします。高部職務代理者は退席してください。

〈高部職務代理者 退席〉

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員

「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。
高部職務代理者は復席してください。

〈高部職務代理者 復席〉

議 長 続きまして、番号 40 番を除く 61 件を一括審議いたします。
それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

議 長 続きまして 同じく別添資料 1-2 議案第 110 号

「農用地利用集積計画について（所有権の移転）」を議題といたします。

所有権移転の番号 1 番から 31 番までの 31 件を一括上程いたします。

なお、番号 27 番は高橋委員が申請者のため「農業委員会等に関する法律」第 31 条第 1 項の議事参与の制限に該当いたします。

高橋委員は関係案件のみ審議の際に一時退席をお願いします。

内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画 課 はい、議長。

議案第 110 号農用地利用集積計画（所有権の移転）について、説明させていただきます。別紙 1-2、13 ページから 20 ページをご覧ください。

農地流動化の申出があったもののうち、2 月 27 日開催の農地銀行運営委員会議におきまして、農業経営基盤強化促進事業に仕分けられたため、豊橋市農地銀行会長から計画策定の依頼があった所有権移転について、農用地利用集積計画を作成いたしましたので、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条（農用地利用集積計画の作成）の規定に基づき、審議をお願いするものでございます。

今回の案件につきましては、31 件 81 筆 107,084.00 ㎡でございます。これら当該地につきましては、農業振興地域内の農用地であり、旧農業

経営基盤強化促進法第 18 条 3 項の各要件を満たしているものと判断します。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。

先ほど説明しましたが、議事参与の制限により番号 27 番の 1 件、それ以外の案件と 2 つに分けて審議していきたいと思います。

まず、番号 27 番の 1 件を審議いたします。高橋委員は退席してください。

〈高橋委員 退席〉

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員

「進 行」

議 長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については原案のとおり決して異議ございませんか。

全 員

「異議なし」

議 長

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

高橋委員は復席してください。

〈高橋委員 復席〉

議 長

続きまして、番号 27 番を除く 30 件を一括審議いたします。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

近藤委員

2 点確認させてください。

まず 1 点目ですが、番号 14 番・15 番・22 番の譲受人が法人であります。本制度による所有権移転が可能な理由について教えてください。2 点目ですが、番号 17 番の対価の欄が空白になっており、移転の事由について教えてください。

事務局

1 点目についてですが、いずれの法人も農地所有適格法人であり本制度による要件を満たしております。

農業企画
課

2 点目ですが、本件は無償譲渡によるものであり対価の記載を行っておりません。

近藤委員

承知しました。

議 長

他に何かございませんか。

委 員

「進 行」

議 長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり決して異議ございませんか。

全 員
議 長
議 長

「異議なし」

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

続きまして 同じく別添資料 1-2 議案 111 号

「農用地利用集積等促進計画について（利用権の設定）」を議題といたします。

利用権設定の番号 1 番から 30 番までの 30 件を一括上程いたします。

内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画
課

はい、議長。

議案第 111 号農用地利用集積等促進計画について（利用権の設定）について、説明させていただきます。

農地中間管理事業を利用した農地の利用権の設定にかかる申し出があったもののうち、5 月 1 日付契約開始分について、農用地利用集積等促進計画の作成をいたしましたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、意見をお願いするものでございます。別紙資料 1-2 をご覧ください。21 ページから 26 ページの農地中間管理事業におきましては、愛知県農業振興基金から担い手へ利用権を設定する案件が 30 件 88 筆 126,741.41 m²でございます。

ご意見のほどよろしくお願いいたします。

議 長

内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員
議 長

「進 行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議 長

本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全 員
議 長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

議 長

続きまして 同じく別添資料 1-2 議案第 112 号

「農用地利用集積等促進計画について（利用権の移転）」を議題といたします。

利用権移転の番号 1 番から 12 番までの 12 件を一括上程いたします。

内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画
課

はい、議長。

議案第 112 号農用地利用集積等促進計画（利用権の移転）について、説明させていただきます。

農地中間管理事業を利用した農地の利用権の移転にかかる申し出があったものについて、農用地利用集積等促進計画の作成をいたしました。農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、意見をお願いするものでございます。

別添資料 1-2 をご覧ください。27 ページから 28 ページの農地中間管理事業におきましては、新たな担い手に利用権を設定し、令和 7 年 5 月 1 日付で利用権が移転する案件が 12 件 35 筆 47,267.00 m²でございます。

ご意見のほどよろしく願いいたします。

議 長

内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員
議 長

「進 行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議 長

本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全 員
議 長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

議 長

続きまして、資料 1 に戻り 議案第 113 号

「農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画変更について」を議題といたします。

除外についての番号 1 番から 6 番までの 6 件、及び編入についての番号 1 番の 1 件を一括上程いたします。

内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画
課

はい、議長、議案第 113 号について説明させていただきます。

豊橋農業振興地域整備計画のうち、今回の農用地利用計画変更については、除外及び地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画 6 件面積 4,316.55 m²、編入 1 件 2,195.53 m²です。

今回の案件につきましては、2月12日の書類説明会において農業委員の皆様方にご説明し、問題がないことを確認させていただきましたので、本日の農業委員会総会の議案に上程させていただきます。

除外案件の目的としましては、1番が駐車場、2番・3番が分家住宅、4番が駐車場、5番が分家住宅、6番が道路用地です。編入案件の目的としましては、集团的農地への編入が1件となります。除外・編入を合わせ7件であり、内容を検討した結果、全て申し出の農用地以外に事業計画に適する土地がなく、今回の申し出に及んだものです。

以上、農業振興地域の整備に関する法律施行規則 第3条の2（農業振興地域整備計画の策定または変更）第1項 及び 第4条の5（公益性が特に高いと認められる事業に係る施設）第1項 第27号イに基づき、ご審議をお願いするものです。

ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議 長 本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

議 長 続きまして 同じく資料1 議案第114号

「相続税 納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題といたします。

番号1番から7番までの7件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第114号 9ページから10ページをご覧ください。

議案第114号は継続して相続税納税猶予を受けるため3年ごとの更新の証明です。

それぞれの特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。

この7件の3年更新における相続税納税猶予に関する証明については、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は引き続き農業経営を行っている適格者であることを確認しました。

以上です。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員 「進 行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、本証明書を発行することにして決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

議長 続きまして 同じく資料1 議案第115号

「相続税 納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について」を議題といたします。

番号1番の1件を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第115号 11ページをご覧ください。

議案第115号は相続税の申告期限から20年を経過するため、免除にあつての現況確認です。

それぞれの特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。

番号1番について、特例適用農地の一部が農地として使用されておらず遊休農地状態となっていました。相続人に対し、農地に復元するよう連絡を試みましたが、連絡がつかず、農地への復元が見込まれないことからこの内容で上程いたします。

以上です。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員 「進 行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち

切ります。

これより採決に入ります。本案については、この内容を豊橋税務署に報告することを承認することに決して異議ございませんか。

全 員
議 長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

議 長

続きまして 同じく資料 1 議案第 116 号

「地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（27 号計画）定期検証について」を議題といたします。

番号 1 番から 18 番までの 18 件を一括上程いたします。

内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画
課

はい、議長。

議案第 116 号について説明させていただきます。

地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画、いわゆる 27 号計画に位置付けて農用地区域から除外した施設等についてですが、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 4 条の 5 第 1 項第 27 号ハ（定期的な検証）を行う必要があるため、計画通りに効果が発揮されているかどうか、今年 1 月 31 日に検証を行いました。

今回の検証対象 18 件のうち、計画効果が認められたものは、3 番から 13 番、15 番、17 番の 13 件です。効果が確認できなかったもののうち、1 番、2 番、14 番、16 番、18 番の来年以降も引き続き検証を続けるものは、今後計画効果の達成に向けて、事業計画者と調整などを行うこととなります。

この検証結果につきましては、3 月 10 日の書類説明会において、農業委員の方々に説明をし、3 月 11 日までにご意見をいただき、本日の農業委員会総会の議案に付すことについて了解をいただいております。

以上、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 4 条の 5 第 1 項第 27 号ハ（定期的な検証）に基づいた検証について、客観性の確保のため、農業委員会の意見を聴かせていただくため、ご審議の程をお願いいたします。

議 長

内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員
議 長

「進 行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議 長 本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

議 長 続きまして 同じく資料 1 議案第 117 号
「非農地証明（遊休農地）について」を議題といたします。
番号 1 番から 2 番までの 2 件を一括上程いたします。
なお、番号 1 番は岩瀬委員の親族が申請者のため「農業委員会等に関する法律」第 31 条第 1 項の議事参与の制限に該当いたします。
岩瀬委員は関係案件のみ審議の際に一時退席をお願いします。
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。
議案第 117 号 13 ページをご覧ください。
番号 1 番から 2 番の 2 件につきましては、「豊橋市農業委員会非農地証明（遊休農地）事務処理要領」に基づき願出書が提出された土地です。
願出地が、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かについて、要領第 4 条第 1 項の判断基準に基づき審査したところ、農地に該当しないものと考えられますので、同要領第 5 条に基づき判定をお願いするものです。
ご審議の程、よろしく願いたします。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
先ほど説明しましたが、議事参与の制限により番号 1 の 1 件、それ以外の案件と 2 つに分けて審議していきたいと思います。
まず、番号 1 番の 1 件を審議いたします。岩瀬委員は退席してください。

〈岩瀬委員 退席〉

それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。本案については、原案のとおり「非農地」と証明することに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。
 よって本案は、さよう決しました。
 岩瀬委員は復席してください。

〈岩瀬委員 復席〉

議 長 続きまして、番号 1 番を除く 1 件を審議いたします。
 それでは質疑に入ります。
 質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
 これより採決に入ります。本案については、原案のとおり「非農地」と証明することに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。
 よって本案は、さよう決しました。

議 長 続きまして 別添資料 1-3 議案第 118 号
 「地域計画の変更について」を議題として上程いたします。
 それでは内容について、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画 はい、議長。
 課 議案第 118 号 地域計画変更に係る意見聴取について、説明させていただきます。別紙 1-3 をご覧ください。
 3 月 10 日の書類説明会でご説明したとおり、3 月 31 日策定予定の地域計画について変更の必要が生じました。地域計画の策定前ではありますが、変更について前もってご意見をお伺いするものです。
 なお、地域計画の変更については、7 地域において、合計 577 筆 535,134.8 m²です。
 地域計画からの除外に関する案件は、
 農振農用地区域からの除外に先立つ案件が 20 筆、10,291.32 m²、農地転用の申請に先立つ案件が 116 筆、68,051.3 m²、非農地証明、現況証明の発行、農地台帳整備に関する案件が 8 筆、6,163 m²
 耕作者の変更に関する案件は、
 農用地利用集積等促進計画の作成に伴う案件が 132 筆、132,949 m²、農地法 3 条の許可、農地銀行による売買に伴う案件が 74 筆、73,185 m²、利用権設定期間の終了、解約、担う者死亡による耕作者不在への変更が 121 筆、148,391.1 m²、担う者死亡による耕作予定者の変更が 100 筆、94,349.02 m²

その他、
農地台帳の整備に伴う地域計画への編入が 6 件、2,191 m²
です。

なお、農用地利用集積等促進計画をはじめ、農業利用を目的とした権利設定、転用、現況証明、非農地証明の発行等を行う場合には、地域計画の変更前にこれらの許可、証明をすることができるとされていることから、当該案件については既に許可等がなされていることを申し添えます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります

議 長 本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

議 長 以上で本日の総会に付議された議案は、すべて終了いたしました。

議 長 次に報告事案について、事務局に報告を求めます。

事務局 はい、議長。報告させていただきます。資料 1 14 ページをお願いします。

報告第 1 号の番号 1 番の 1 件については、届出者は届出の農地の権利を時効により取得した案件です。報告書に記載の日付で受理しました。

次に 15 ページをお願いします。

報告第 2 号の番号 1 番から 4 番までの 4 件、及び 16 ページからの報告第 3 号の番号 1 番から 20 ページ 30 番までの 30 件については、いずれも市街化区域内の農地転用の届出で、農地法に定められた要件を満たした適正な届出でしたので、それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。

次に 21 ページをお願いします。

報告第 4 号の番号 1 番から 3 番までの 3 件については、農地所有適格法人からの報告です。

この報告は毎事業年度終了後 3 か月以内に農業委員会に提出するものです。

すべて要件を満たしていることを確認しました。

次に 22 ページをお願いします。

報告第 5 号の番号 1 番から 2 番までの 2 件については、備考欄に記載の利用集積公告を合意解約した旨の通知がありましたので、報告書に記載の日付で受理しました。

次に 23 ページをお願いします。

報告第 6 号の番号 1 番から 4 番までの 4 件については、20 年以上非農地であることの現況証明です。願い出の現況及び添付書類を審査の上、17 日付けで証明を行いました。

なお、固定資産税の課税状況ですが、番号 1 番が畑、2 番が田又は雑種地、3 番が農業用施設又は畑、4 番が畑又は宅地でした。

次に 24 ページをお願いします。

報告第 7 号の番号 1 番の 1 件については、農地基本台帳に登載されていない土地について、農地である旨の申告がありました。記載の委員にご確認いただき、現況が農地であることを確認しましたので、17 日付けで農地基本台帳に登載しました。

次に 25 ページをお願いします。

報告第 8 号の番号 1 番の 1 件については、平成 30 年の基盤法及び農地法の改正による所有者不明農地の活用を推進する制度に基づき、所有者不明の農地において農業委員会が所有者を探索し、判明しなかった場合にその旨を公示するものです。公示後は最終的に県知事の裁定を受けて、農地中間管理機構が利用権を設定する流れとなる予定です。

次に 26 ページをお願いします。

報告第 9 号の番号 1 番の 1 件については、法務局へ国庫帰属の承認申請された土地に対する東海農政局からの現況等の照会です。

調査の結果、報告書に記載の内容について確認出来ましたので、17 日付で回答しています。

報告は以上です

議 長

報告事案については、ただ今事務局からの報告のとおりです。

以上で、「農業委員会等に関する法律」第 6 条第 1 項に係わる議案及び報告を終了いたします。

議 長

その他、何かありませんか。

なければ、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

(午前 10 時 02 分終了)

以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

令和7年3月24日

議 長
(会長 水野 敏久)

議事録署名者
(議席番号 21 番 村田 佳也 委員)

議事録署名者
(議席番号 22 番 村松 桂子 委員)